



# はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒170-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2021 年 1 月 8 日 発行

TEL: 03 (5395) 2631 FAX: 03 (5395) 2831 E-mail: sougei@zjk.or.jp

## 道路運送法改正に伴う自家用有償旅客運送の制度変更 国土交通省より改正施行規則・関連通達が発出

昨年 6 月公布の改正道路運送法が 11 月 27 日に施行されました。同日、道路運送法施行規則および関係する通達の一部改正も行われ、自家用有償旅客運送の制度が多岐にわたり変わりました。

主な変更点は次のとおりです。

### (1) 自家用有償旅客運送の種別 2 種類に

自家用有償旅客運送の種別について、「市町村運営有償運送」が廃止となり、「福祉有償運送」と「交通空白地有償運送」の 2 種類になりました。

これまでの市町村運営有償運送のうち市町村福祉輸送は福祉有償運送に、交通空白輸送は交通空白地有償運送にそれぞれ分類されるようになりました。

### (2) 利用対象者の範囲が拡大

福祉有償運送の利用対象者に、これまでの身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、のほかに、要支援者、基本チェックリスト該当者、その他の障害、が加わりました。

ただし、新たな対象者を新規利用者として送迎するためには「旅客の範囲」の変更と利用者の新規登録（旅客の名簿の提出）が必要になります。これまで「旅客の範囲」変更手続きは“軽微な事項の変更の届出”に該当し届出のみでしたが、今後は協議書面の添付が必要な変更登録となります。そのため「旅客の範囲」変更にはあらかじめ運営協議会等での協議が必要となるので、ご注意ください。

### (3) 地域公共交通会議でも自家用有償旅客運送の協議が可能に

従来、自家用有償旅客運送の必要性・対価（利用者負担）について協議できる協議体は原則、運営協議会のみでしたが、今後は地域公共交通会議、運営協議会の双方で協議できるようになりました。もともと地域公共交通会議はバスなどの乗合型公共交通のあり方を協議するための協議体であり、自家用有償旅客運送を取り扱うことはありませんでしたが、委員にその地域で自家用有償旅客運送を実施しているNPO等を加えることで、自家用有償旅客運送に関する協議を行うことができるようになりました。

### (4) 事業者協力型自家用有償旅客運送

事業者協力型自家用有償旅客運送はバス・タクシー事業者が、福祉有償運送または交通空白地有償運送のいずれかの運送主体である市町村・NPO等より委託を受け、運行管理および車両の整備管理を行う自家用有償旅客運送の新しい手法です。協力事業者のバス・タクシー会社の運行管理者等が、自家用有償旅客運送の運行管理の責任者・整備管理の責任者として選任され業務にあたります。

なお、バス・タクシー事業者が担当できるのは運行管理と車両の整備管理のみであり、運転などを行うことはできません。また、事故時の責任は運送主体である市町村やNPO等が負うものと定められています。

## (5) 自家用有償旅客運送事業者が利用者から収受する対価の取り扱いの改正

上記変更点のほかに、対価の設定方法等について定めた通達「自家用有償旅客運送者が

利用者から収受する対価の取扱いについて」が今回一部改正されました。通達における対価の水準ならびに適用方法について詳細は、以下の“トピックス”欄をご覧ください。

# 《トピックス》

## 自家用有償旅客運送事業者が利用者から収受する対価の取り扱い 改正

自家用有償旅客運送の対価のあり方に関する通達が一部改正となりました。

今回の主な変更点は、対価の水準に関する事項です。自家用有償旅客運送の対価は実費の範囲内であり、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが道路運送法施行規則で定められており、その具体的な基準として通達は「当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね 1/2 の範囲内」を目安とすることを提示しています。ここに新たに「ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2 を超える運送の対価を設定することも可能である。」の文言が追加されました。

これまでも国土交通省は“タクシーの上限運賃概ね 1/2”は自家用有償旅客運送の対価の上限を意味するものではない旨の文書を発出しており、通達の内容はそれを踏襲したものと考えられます。

## 利用者同意の押印署名 原則不要にケアプラン・重要事項説明書など

厚生労働省は来年 4 月の介護報酬改定を機に、利用者・家族による介護保険サービスに係わる各種書類への押印・署名を原則不要とする方針を示しました。押印・署名の省略は、政府によるデジタル化推進の一環として介護分野の文書の負担軽減を目的に導入されます。現在、介護保険制度ではケアプラン

や各サービスの計画について利用者・家族からの同意を得る際に、重要事項説明書などに押印・署名を求めることが慣行となっていますが、今後この押印・署名は必須ではなくなります。厚生労働省は、押印・署名の代わりに同意成立を証明する手段を通知などで提案していくと説明しています。代替策には、契約時に相手方とやり取りしたメール等を保存しておくなどのいくつかの手法が例示されることが見込まれます。

# 《事務局より》

## ■活動状況報告書の提出についてのお願い

通院送迎事業所の皆さまにはいつも通院介護支援事業「活動状況報告書」の提出にご協力いただきありがとうございます。本年も引き続き報告書の提出にご協力くださいますようお願いいたします。

## ■大雪予想のために活用したい気象情報

安全な送迎のために、大雪が降る前に必要な装備を整え、あらかじめ無理のない送迎スケジュールをたてましょう。気象庁では 1~2 週間後に大寒波や大雪が予想される場合に、早期警戒情報を出しています。気象情報を有効活用して、前もって大雪への対応をお願いいたします。

【リンク】気象庁 早期天候情報（降雪に関する異常早期警戒情報）

[https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/souten/?reg\\_no=0&elem=snow](https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/souten/?reg_no=0&elem=snow)